

宗派学校援助に関するアメリカ連邦最高裁判例の動向

清水 一彦

はじめに

「アメリカ的生活様式」(American Way of Life)に欠くことのできないものの一つとして「教会」があることは広く知られている。わが国とは違ってアメリカは、建国以来非常に宗教的色彩の強い国であり、また宗教も極めて盛んである。それゆえ、アメリカ人は一般にかなり宗教的であるといわれる。

ところで、そうしたアメリカにおいても、すでに早くから合衆国憲法及び各州の憲法あるいは法律により、教会と国家との分離すなわち政教分離の原則が確立されてきている。例えば、合衆国憲法は修正第1条(1791年確定)で、「連邦議会は、国教を定めることにかんする法律、あるいは自由な宗教活動を禁止する法律……を制定してはならない」⁽¹⁾という、いわゆる「国教樹立禁止」条項(No Establishment Clause)と「自由活動」条項(Free Exercise Clause)を掲げており、これが教会と国家との分離を規定したものであると考えられてきた。

つまり、連邦は、国教を樹立することによって一つの宗教と結びつくことも、また国民の自由な宗教活動を禁止することによって宗教に関与することもできないし、宗教の側からは、連邦と結びつくことによって優先的な保護を受けることを期待することができないのである。

しかしながら、こうした政教分離の原則の憲法規定にもかかわらず、それに伴う宗教教育上の諸問題が、各州において特に現実の具体的事柄に関していくつか生じてきた。宗派学校に対する公費援助の問題は、その主要な側面の1つであった。⁽²⁾

この問題について、従来各州の憲法や法律に、一般に「租税や教育基金は宗派学校に対する援助の目的で使用されてはならない」と規定し、政教分離の原則を明確にしていた。もちろん、これらの規定に対する法解釈問題として訴訟にもちこまれるケースも、初期においてかなりみられたが、多くの州裁判所は、これらの規定の合憲性を確認し、これらの訴えをしりぞけたし、訴える側も、敢えて修正第1条のもとでは、連邦最高裁判所(Federal Supreme Court, 以下、連邦最高裁と略す)に控訴することはできなかった。

ところが、合衆国憲法修正第14条の「……いかなる州といえども、正当な法の手続き(due process of law)によらないで、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない」⁽³⁾という規定が1868年に確定されてからは事情が一変する。すなわち、このいわゆる「適法手続」条項(Due Process Clause)に関する連邦最高裁の解釈が、合衆国憲法修正第1条における宗教的事項の立法に関する州の行為(state action)にまで拡大適用させたことによって、⁽⁴⁾宗派学校援助の問題が、従来各州の憲法や法律の合憲性を問うという形で、次々と連

邦最高裁の審理に委ねられるようになった。

1930年以降、直接連邦最高裁に係属するに至った宗派学校援助に関する諸事件は、とりわけ第2次大戦後のエヴァーソン事件（後述）以降のそれは、主に合衆国憲法修正第1条及び修正第14条によって要求される「政教分離の原則」の基本的規準を明確化するという方向で、注目すべき連邦最高裁の判決を引き出すことになった。それと同時に、一方では、この宗派学校援助問題をめぐる論議があらゆるレベルにわたって活発になり、特に1970年代以降のそれは、アメリカの教育上の大きな議論的にもなっているといってもよい。

本稿では、主に州の宗教教育政策の一環としてとられた宗派学校援助政策に関する訴訟事件をとり上げ、それに対する連邦最高裁の諸判例について、判決の根拠及びその意義、影響等を記述しながら、そこにおける政教分離の基本的規準の明確化の過程を辿ることによって、宗派学校に対する公費援助の問題がどのような形で結着づけられようとしているのかを明らかにすることとする。

1 「児童利益論」の展開とその適用

1930年のコ克蘭事件（*Cochran v. Louisiana State Board of Education*, 281 U.S. 370）に関する連邦最高裁の判決は、有名な「児童利益論」（*child benefit theory*）に基づいて、宗派学校に対する間接援助を認めた最初の連邦最高裁判例として画期的なものであった。⁽⁵⁾これは、ルイジアナ州の学校の全児童に公費で無償の教科書を支給することを定めた同州法により、州教育委員会が学校の種別を問わず教科書の無料配布を実施したことに対して、納税者である州市民が、宗派学校の児童に対する無償は租税による公金の私的目的のための使用であって、合衆国憲法修正第14条に違反するという訴えを扱った事件である。

連邦最高裁の最終判決では、同州法による受益者は学校ではなく児童と州であるという、いわゆる「児童利益論」⁽⁶⁾を適用し、公立学校の児童によって使用されるものと同一の教科書を、宗派学校に通う児童に対しても公費で支給することは、修正第14条に違反せず、したがって同州教育委員会のとった措置は合憲であるとした。しかしながら、この事件は、私的目的のための租税に関する訴訟であって、教会と国家との関係を扱ったものでなく、それゆえ、修正第14条の違反が問題とされ、修正第1条の「国教樹立禁止」条項は争われなかった。⁽⁷⁾

宗派学校援助の問題が、「国教樹立禁止」条項と関連して連邦最高裁において扱われるようになるのは、1947年のエヴァーソン事件（*Everson v. Board of Education of the Township of Ewing*, 330 U.S.1）を俟たねばならなかった。同事件は、ニュージャージー州の法律に基づき、エウイング・タウンシップ教育委員会が、公立学校に通う児童の親と同様に宗派学校に通う児童の親に対して、児童の通学輸送（*transportation*）に必要な経費を償還（*reimbursement*）したのに対し、納税者の一人が、非公立学校（*non-public school*）の児童の利益のための支出は、租税による公金が私的目的に使用され修

正第 14 条の「適法手続」条項に違反するものであり、また租税が教会の経営する学校を援助し維持するために使用され修正第 1 条の「国教樹立禁止」条項に違反するという 2 つの理由で、同行為の差止請求訴訟をおこした。⁽⁸⁾

州裁判所を経た同事件に対する連邦最高裁の最終判決は、5 対 4 という僅か 1 票差で州法を合憲とした。まず、修正第 14 条の「適法手続」条項に関しては、州立法議会は一般に公共の目的にかなうために、非公立学校の児童に対する通学輸送の便宜をはかることができるという 全員一致の共通した見解がとられた。しかしながら、修正第 1 条に関しては意見がはっきりと分かれた。

多数意見を書いたブラック (Black H.L.) 判事は、「国教樹立禁止」条項のもとでは、「…宗教を教授し、実践するために、どんな形のものであっても、何らかの宗教上の活動もしくは組織するために多少であれ税金が課されてはならない」⁽⁹⁾と述べ、こうした原則に基づいて、彼は、州法は憲法の承認する権限 (constitutional power) の範囲ぎりぎりであることを認めながらも、同法律を、いかなる児童も彼らの信条 (faith) によって、あるいは信条のないがために、その利益を受けることが否定されるべきでないという、「公共福祉規定」(public welfare legislation) とみなすことによって、通学輸送のための費用を支給する措置は合憲であるとした。⁽¹⁰⁾ これに関しては次のように述べられている。

「同州は教区学校に対して支出するのではないし、これをまかなうものでもない。適用を受けた法律は、宗教のいかなを問わず、親たちがその児童の通学を安全かつ便利ならしめるために、一般的な計画を提供しているにほかならない。」⁽¹¹⁾

こうして、連邦最高裁は、再び「利益」は直接宗派学校に対してではなく児童自身に対するものであるという、「児童利益論」を展開した。そして、さらに「修正第 1 条は、教会と国家の間に壁を築き上げており、その壁は高くしかも堅固なものとならなければならない、われわれは、たとえわずかでもそれを侵すことはできない」⁽¹²⁾と、政教分離の原則を明確に打ち出しながら、ニュージャージー州の場合はそうした政教分離の壁を侵していないとの判断を下した。

一方、反対意見を唱えた 4 人の裁判官は、「政教分離の壁」(a wall of separation between church and state) の原則を適用する際、児童への援助と教会学校への援助との区別は無効であるとした。そして彼らは、通学輸送の費用は教育プロセスにおける他の費目 (items) と同様に全体費用の一部であり、しかるにそれは事実上宗派学校に対する援助であると考えた。⁽¹³⁾ 反対意見の一人であるラトリッジ (Rutledge, W.B.) 判事は、宗派学校への通学輸送供与が、単なる「公共福祉規定」であるならば、ニュージャージー州法による宗教教育へのより強力な援助に対して反対することは全くできなくなるとして、多数意見が打ち出した「公共福祉概念」(public welfare concept) に激しく反駁している。⁽¹⁴⁾

このように、多数意見においては、先のコクラン判決で採用された「児童利益論」を継承し、新たに「公共福祉概念」に基づく憲法解釈を試みたのに対し、少数意見では、真向うからそれを否定し、それは、宗派学校への援助の拡大を招き、州 (国家) の宗教への介入をひき起こすもの

であるとして、むしろ「宗教的概念」(religious concept)に基づく解釈を企てている。それゆえ、この事件の判決においては、政教分離の原則それ自体というより、実際にはその原則の適用に関して意見が対立したといえる。

(15)

ともあれ、この判決によって、他の21州で実施されていた同様な政策は支持されることになり、また判決の根拠となった「児童利益論」は、第2次大戦後、教育を通ずる福祉増進の目的のため、連邦議会の立法活動においてしばしば援用され、次第に広範に適用されるに至った。⁽¹⁶⁾この点において、同判決は重要な意義をもつものであったといわれる。

しかしながら、エヴァーソン事件での連邦最高裁の判決は、問題をそのままにとどめておかなかった。通学輸送の経費償還に関する問題は、以後それぞれの州レベルで解決されることになった。⁽¹⁷⁾地方教育委員会に宗派学校の児童への公費による無償の通学輸送措置を要請する州もあれば、自由意志に任せる州、あるいは反対にそれを禁止する州もあった。こうした事実は、単にそれぞれの州法が多様であるということばかりでなく、政教分離に関する州法の内容に対する裁判所の解釈が必ずしも一致していなかったからである。因みに、1960年から1969年にかけての同種の事件は9州に及び、そのうちアラスカ、デラウェア、ハワイ、オクラホマ、ウィスコンシン、ペンシルバニアの5州は、違憲の判決を下し、一方、コネチカット、ミシガン、オハイオ、ペンシルバニアの4州では、政教分離の壁は侵されていないとして合憲の判示がなされてきた。⁽¹⁸⁾なお、連邦最高裁は、このエヴァーソン事件以後21年間、直接的には宗派学校援助の問題を扱うことはなかった。

ところで、それまでの「児童利益論」が最も大きな勢い(impetus)をもつようになったのは、非公立学校に通う児童に対して、教育委員会が非宗派の教科書を貸与することを定めたニューヨーク州法の合憲性を審理したアレン事件(Allen v. Board of Education, 392 U. S. 236)である。1968年の連邦最高裁の判決は、訴訟理由(motions)のみについて論議した結果、教科書が宗教的教義の道具として使用されていることを示す証拠は何ら存在しないとして、6対3の合憲判決を下した。⁽¹⁹⁾

ニューヨーク州法は、私立学校の児童に対する教科書は教育委員会によって認可される(approved by)べきであること、また州のいかなる教育委員会も、特別な教科書の使用を認可する際、それを非公立学校での使用に応えながら州のいかなる児童にも利用できるようにしなければならぬと規定している。連邦最高裁の多数意見は、その合憲の理由として、先のニュージャージー州の通学輸送に関する判決に用いられた「児童利益論」を継承した。多数意見の一人ホワイト判事(Justice White)は、「……かくして、いかなる公金も教科書も、宗派学校に供給されてはならない。財政上の利益は、親や児童であるのであって学校に対してではない」⁽²⁰⁾と述べ、合憲と判断する根拠として「児童利益論」を援用した。また、同判決では、「宗教学校(religious schools)は、2つの目的、すなわち宗教教授と世俗教育とを追求するものである」⁽²¹⁾という司法上の見解をも示した。

しかしながら、アレン事件では十分吟味されなかった事項があった。これは、エヴァーソン事

件の判決で多数意見を書いたブラック (Black H.L.) 判事が指摘していたところのものである。

すなわち、アレン事件での多数意見論者たちは、奇妙にも「同一の教科書」と「教育委員会によって認可された教科書」との区別を全く無視しているということである。⁽²²⁾ すでに述べたように、コ克蘭判決では、あらゆる児童に対する「同一の教科書」の無料配布が問題とされ、それは「児童利益論」によって支持された。一方、ニューヨーク州法における「教育委員会によって認可された教科書」規定の中には、宗派学校に対して宗教的教科書を貸与する可能性、言い換えるならば、教科書が宗教的教義の道具として使用される危険性を多分に含んでいた。アレン判決では、このことが十分に検討されないまま、「児童利益論」を全面的に推し進めたきらいがあった。そのため、同判決では、宗教的教科書は供与されてはならないと強調していたにもかかわらず、教育委員会によって認可され、ニューヨーク州の宗派学校の児童に貸与された教科書の多くは、公立学校では受け入れられない宗派的教科書であるという多くの証拠が今日までに存在している。⁽²³⁾ したがって、こうした曖昧な点に疑問を深く残したという意味において、アレン判決での「児童利益論」は、その後の連邦最高裁における積極的な適用、継承を可能にするものではなかったと考えられる。もちろん、この判決は単に訴訟理由 (motions) に関するものであって、ニューヨーク州の定める教科書貸与法 (textbook loan law) の履行をめぐる最終的な判決ではなかったか、逆に、これによって連邦最高裁における修正第1条の政教分離原則の確固たる指示が推し進められる方向へと導かれていったといえるかもしれない。

以上述べたように、1930年代から大きくクローズアップされた宗派学校への公費援助の問題は、連邦最高裁の「児童利益論」に立脚した判決により、公費による無償の教科書配布あるいは通学輸送費の償還という形での間接援助は認められてきた。しかも、判決は、次第に合衆国憲法修正第14条あるいは修正第1条に含まれる政教分離の原則の解釈に最大の注意が払われるようになった。と同時に、特にエヴァーソン判決での少数意見にもみられたように、依然として連邦最高裁の合憲性審理の中には、宗派学校への公費援助は政教分離の壁を侵すものであるという根強い反対の声が存在しており、このことは、連邦最高裁が、一方では政教分離原則の明確な提示をしながらも、次第に従来とは異なる宗派学校援助に対する新しい見解を採用することを十分予想させるものでもあった。言葉をかえるならば、「公共福祉概念」あるいは「児童利益論」といったこれまでの宗派学校援助の合憲性の司法審査基準が、政教分離原則の厳正な適用の中で制限されていくのではないかという危惧を与えたといえる。

II レモン判決とその意義

宗派学校への公費援助の問題は、1970年代に入って大きな転機を迎えた。すなわち、1971年のレモン事件(後述)における連邦最高裁の歴史的な判決によって、この問題は、新しい段階に達したのである。

レモン判決が下される前年の1970年のウォルツ事件 (Walz v. Tax Commission,

397 U.S.664)において、連邦最高裁は、修正第1条の「国教樹立禁止」条項の違反を要求された法律の合憲性を審査する際の新しい考査基準(test)を掲げた。これについては、次のように述べられている。

「われわれは、最終的結果すなわち効果(effect)というものは政治の宗教への過度な絡み合い(an excessive government entanglement with religion)であってはならないことを確信しなければならない。……問題は、こうした絡み合いが過度であるかどうか、また政府によるしかも継続的な監督(official and continuing surveillance)を要求し許容できない程度の連続的なものであるかどうかである。」⁽²⁴⁾

この「政治の宗教への過度な絡み合い」とは、いうまでもなく、国家と教会との間における過度でしかも永続的な絡み合いを意味し、こうした絡み合いを生み出すような憲法や法律は、「国教樹立禁止」条項に違反するとの見解を示している。これは、次に述べるレモン事件をはじめ、その後の一連の連邦判例の中に継承されていくことになった。

さて、レモン事件(Lemon v. Kurtzman, 403 U.S. 602)においては、連邦最高裁は、2つの州法、すなわち、1968年のペンシルバニア州の非公立初等・中等教育法(Non public, Elementary and Secondary Education Act)と1969年のロード・アイランド州の給与補足法(Salary Supplement Act)の両方の合憲性を審査しなければならなかった。⁽²⁵⁾ ペンシルバニア州の法律では、公教育の監督者の指揮の下で、非公立学校における世俗的教育サービスの購入(purchase of secular educational services)のために、公費が償還されることを規定していた。この場合、「世俗的教育サービス」とは、数学、近代外国語、自然科学及び体育における課程から成り、またその償還の対象は、非公立学校の世俗的教育サービス課程の教授に関する、教員給与、教科書、教材等の実際的費用に限られていた。一方、ロード・アイランド州の法律は、非公立初等学校の世俗的教科に限って選任された教師に対して、15%の給与加俸を規定しており、その教授資格をもった教師のすべては、カトリックの宗派学校で、公立学校において教授される教科のみを担当し、公立学校で使用される教材だけを用いるというものであった。

両州法の合憲性への審査が連邦最高裁に委ねられる前に、それぞれの地区の連邦地方裁判所(以下、連邦地裁と略す)によって判決が下された。⁽²⁶⁾ まず、ペンシルバニア州の連邦地裁は、同州法の目的及び基本的効果(primary effect)は世俗的であり、また宗派学校のもつ利益は修正第1条を侵すものではないとして、その合憲の判決を下した。一方、ロード・アイランド州連邦地裁は、同州法の実施は修正第1条が避けようとしている、政治と宗教との相互的混乱(reciprocal embroilments)を含むものであり違憲とした。そこでは、同法の効果(effect)は、本質的には「国教樹立禁止」条項に反して宗教的活動(religious enterprise)を援助することであると指摘されていた。

上記の2つの訴訟事件は、連邦最高裁に上告され、一緒に審理されて、1971年6月28日に

その最終判決が下されることになった。そこでは、修正第1条の「国教樹立禁止」条項の規定と擁護 (maintenance) 及びその修正第14条を通しての州への適用に関する解釈に最大の注意が向けられた。それらは、およそ次のように要約される。

第1に、「国教樹立禁止」条項は、州(国家)の宗教を「樹立」する法律を禁止するばかりでなく、その樹立に「関係する」(respecting) 法律をも禁止するものであるという見解を示した。⁽²⁷⁾ そこでは、連邦最高裁は、修正第1条に盛り込まれている「関係する」という語を強調し、適用を受けた法律は州の宗教を樹立するものではないが、しかしながらその樹立を導く一段階であるという意味において、その目的に「関係する」ものであり、それゆえ修正第1条に違反するものであるとした。

第2は、ウォルツ事件の判決で指摘された3つの主要な悪 (evils)、すなわち主権を有した宗教的活動の後援 (sponsorship)、財政援助 (financial support)、積極的なかかり合い (active involvement)、といったいかなるレベルからも「国教樹立禁止」条項は保護されるべきことを繰り返し強調したあと、連邦最高裁は、この種の問題に関する以前の諸事件から次の3つの考査基準 (tests) を挙げた。⁽²⁸⁾

- (1) 法律は、世俗的な立法目的をもたなければならない。
- (2) 法律の主要なあるいは基本的な効果 (effect) は、宗教を助長させたり禁止したりするものであってはならない。
- (3) 法律は、政治の宗教への過度な絡み合い (entanglement) を促進してはならない。

以上のうち、(1)と(2)は、1968年のアレン事件の判決の中で適用されたものであり、(3)は、1970年のウォルツ事件から派生したものである。連邦最高裁は、ペンシルバニア、ロード・アイランドの両州の関係する法律の立法目的は世俗的であるとしたが、いずれの場合も、その基本的効果 (effect) は宗教を助長し教会と国家との絡み合い (entanglement) を促進するものであるとの判断を下した。そして、特に絡み合いに関しては、意見を通してかなり支配的なものになっていた。

第3に、宗教的中立性に関連して、教科書と教師との間には、はっきりとした相違があるとした。⁽²⁹⁾ すなわち、教科書の内容は確かめることができる (ascertainable) が、教師の教科に関する運用は確かめられないとする。それゆえ、宗派学校における世俗的教科の教員給与を供給することはできないとの見解を示した。

第4に、これは同判決における意見の本質的なものであると考えられているが、教師が厳正なる反イデオロギ的役割を演ずることを保障するために、州によってあらかじめ講じられる策 (precautions) は、それ自体憲法が禁止する一種の絡み合い (entanglement) になることを指摘している。⁽³⁰⁾ すなわち、「総合的、区別した永続的な州の監督 (surveillance)」は、州援助を純粋に世俗的機能に制限するために要請されるが、それによる会計検査 (auditing) や学校記録 (school records)、職員の検査などの予防的接触 (pro-

phylactic contacts)は、教会と国家との過度でしかも永続的な絡み合いをひき起こすであろうという結論に達した。

第5に、連邦最高裁は、絡み合い(entanglement)のもう一つの根拠(base)として、それを拡大した州による宗派学校援助計画の「政治的分断的潜在性」(divisive political potential)を含め、これによって、政治的分断性を司法審査基準(constitutional criterion)のレベルにまで上げた。⁽³¹⁾ これに関しては、一つは宗教が政治的舞台に介入する、あるいは逆に政治権力が宗教的信念の合法的で自由な活動に介入した多くの国の歴史に言及しており、もう一つは州の財政支出(appropriations)によって利益を受ける比較的少数の宗派集団に触れている。要するに、同判決では、教会と関係した学校に対する州援助の、合衆国における政治選挙や立法府への介入(injection)に反対しているのである。

最後に、判決は、当初は政治的絡み合いを伴わない援助計画も、直ちにその支配を受けるようになることを予示しながら、州援助計画は「自己永続、自己拡張の性質」(self-perpetuating and self-expanding propensities)をもつものであると指摘した。⁽³²⁾

かくして、レモン事件において連邦最高裁は、教員給与、教科書、教材等に関する宗派学校への州の直接的援助は、禁止された「国教の樹立に関する」法律に反し、修正第1条の「国教樹立禁止」条項に違反するものであるという違憲判決を下した。同判決では、ペンシルバニア州の場合は8対0、ロード・アイランドの場合は8対1という票差がはっきり物語っているように、連邦最高裁の政教分離原則に対する毅然たる姿勢があらわれている。修正第1条で禁止した「国教の樹立に関する法律」の「関する」という字句を強調し、同時に、各国の歴史の教訓を認識しながら、「政治の宗教への過度な絡み合いを助長してはならない」という州法の合憲性を決定するための新しい基準を適用した点において、大いに注目される判決であるといえる。

レモン事件は、宗派学校に対する公費援助を認めたそれまでの連邦最高裁の判決とは異なり、圧倒的多数で違憲の判決を下した点においても画期的なものであったが、それ以上に、同事件がその後の連邦下級裁判所を含めた一連の判決に極めて重大な影響を及ぼしたという点において重要な意味をもつものであった。これは、ここに至って、宗派学校の公費援助問題に対して、連邦最高裁が一定のしかも決定的な判断を示すことになったといってもよいであろう。

Ⅲ. 「閉ざされた」宗派学校援助

すでに、1968年のフラスト事件(Flast v. Cohen, 392 U.S. 83)において、連邦最高裁は、初めて、個々の納税者に対し、修正第1条に違反すると思われる諸問題において連邦裁判所に告訴する地位(standing)を有するとの判決を下した。⁽³³⁾ これによって、連邦裁判所は、先のレモン事件後も、宗派学校の公費援助に関する法律や諸計画の審理を次々と受け、その判決を下すことになった。

まず、レモン事件の出たわずか2日後に、コネチカット州の「世俗的教育サー

ビス購入」に関する宗派学校援助法は修正第1条の「国教樹立禁止」条項を侵害するものであるとして、憲法違反の判決を下した同州連邦地裁の判決（Johnson, et al. v. Sanders, et al., 1970）を是認している。⁽³⁴⁾

また、1972年1月11日には、ニューヨーク州連邦地裁も、同様に1971年の世俗的教育サービスに関する同州の法律⁽³⁵⁾を違憲とした。（Committee for public Education and Religious Liberty, et al. v. Levitt, et al.）

同年3月6日には、バーモント州連邦地裁は、1971年の宗派学校援助に関する州法の違憲判決を下している。同法は、地方教育委員会が宗派学校に対して、教員、教科書及び他の諸サービスを貸与することを認めると同時に、州から50%の償還を受けることを規定していた。判決の中では、レモン事件で展開された「政治の宗教への過度な絡み合い」に触れ、次のように述べている。

「……バーモント州法の下では、州は直接（教会）学校の物質的設備だけでなく、その運用や管理（operation and control）に口を出すであろう。それだけで同法は、政治の宗教への過度な絡み合い（entanglement）を確実にひき起こす。……教会学校の教師に対する州のコントロールを通して、政府によるコントロールは、現存の宗教的コントロールと絡み合う（be entangled）であろう。また、日々の教育管理（instructional administration）は、必然的に、学校管理と学区の公立学校管理との間における協同（cooperation）を閉ざす結果をもたらすであろう……」⁽³⁶⁾

すなわち、同州法に基づく宗派学校援助は、教会権力と世俗権力との相互作用（interaction）を生じさせ、この相互作用こそが、政治の宗教への過度な絡み合いを招くものであった。さらに、判決では、「同法律の運用においては、憲法に違反して国教を樹立する可能性が存在する」⁽³⁷⁾と述べ、法律は、政治プロセスの中に宗教が巻き込まれる可能性、あるいは宗教上の主義（religious lines）によって著しい市民間の軋轢（friction）や政治的分断（political subdivision）を生じさせる可能性を含むものであると指摘したあと、教会学校への使用を目的とした州のいかなる援助をも認められないとの見解を示した。

バーモント州での判決に続いて、4月17日には、オハイオ州の連邦地裁も、同種事件に関する違憲判決を下した。ウォルマン事件（Wolman, et al. v. Essex, et al.）と呼ばれるこの訴訟事件は、1971年のオハイオ州の法律の中で、教区学校及び私立学校での費用を親に償還するという形を通して、州がその非公立学校に対して公費援助を与えようとしたことをめぐって、それが憲法違反になるかならないかを争った事件である。⁽³⁸⁾ 連邦地裁は、まず同州内の宗派学校はかなり宗教的目的と宗派的性格を有していること、またそれゆえに、そうした学校に対する州の援助は修正第1条のいくつかの本質的な問題を提起するとの判断を示した後、州法の定める償還規定に触れ、償還（reimbursement）は、非公立学校へ通う児童の親たちに対してのみなされており、こうした法規による限られた社会集団（class）という性格及び一宗教的集団

がその社会集団に支配的であるという事実は、法律の合憲性に疑わしいものであるとした。⁽³⁹⁾ そして、同法による受益者は、圧倒的に宗派集団に相当するものであるという結論を導いた。

また、先のレモン事件におけるペンシルバニア州、ロード・アイランド州の場合と違って、オハイオ州の場合は諸制約⁽⁴⁰⁾ (restrictions) を含んでおらず、これに関しては、同判決では、「(公費)使用におけるこうした諸制約がないことは、必然的に公費が宗派的、非世俗的目的のために使用されるという可能性を大いに増大させる傾向をもつにちがいない。全般的な目的をもった法律が『国教樹立禁止』条項の審査で合憲となったものは、未だかつて一度もない⁽⁴¹⁾」と述べている。

ところで、ウォルマン判決において最も注目すべき見解の一つは、直接禁止されている援助は間接的であってもいけないという一定の原則を示したことである。⁽⁴²⁾ 同法は、レモン事件でみられるような、直接宗派学校あるいは教師に対する援助を規定しているのではなく、親への補助金 (parental grants) を媒介としており、この限りでは、公費は宗派学校に間接的になされている。しかしながら、同判決は、むしろこうした形態 (form) だけで憲法解釈をすべきでないことを明示し、したがって公費が間接的に宗派学校に支出されているということは、憲法上何ら意味をもたず、そこでは、「計画の究極的にもたらす潜在的効果 (potential ultimate effect) は、宗教的活動を援助することである⁽⁴³⁾」と指摘し強調した。

ウォルマン判決では、「政治の宗教への過度な絡み合い」に関する見解をも出している。すなわち、オハイオ州法下における直接的な補助金 (direct money grants) の支出は、地方教育委員会から州議会に至るあらゆる政治レベルにおいて、宗教的主義への政治的かかり合い (political involvement) を増大する根源 (seeds) になるものであるとした。そして、これこそが、修正第 1 条によって保護されなければならない根本的な悪であり、「もしこの法律を合憲とするならば、それは、宗教的問題をまさしく州政治 (策) の中枢に据え置くことになるであろう⁽⁴⁴⁾」と指摘している。

同連邦地裁は、以上をまとめ、最後に修正第 1 条の原則について述べ、それは「国家 (the State) が、教会と関係したいかなる機関に対しても、直接援助し保護するためのいかなる公金 (funds) をも供給してはならないこと⁽⁴⁵⁾」であり、この場合公金の量とか援助の度合いとかは問題としないことをつけ加えている。かくして、オハイオ州法による宗派学校援助の措置は、修正第 1 条の「国教樹立禁止」条項に違反するものであるという違憲判決を満場一致で採択したのである。⁽⁴⁶⁾ (なお、この判決は、後に連邦最高裁によって是認された。)

次に、ニューヨーク州における 1970 年の法律、Mandated Services Act をめぐる訴訟事件 (PEARL, et al. v. Rockefeller, et al.) を取り上げてみよう。同法律は、非公立学校に対して、⁽⁴⁸⁾ その管理・試験の格付けと報告、入学及び健康記録の保管、職員の情報に関する記録、それに法律によって要請されている他の報告などの規定に伴う費用を、公費で賄おうとするものであった。これは、試験あるいは査察 (inspection) 以外の宗派学校に対する

公費援助を禁止しているニューヨーク州憲法 (Blaine 修正と呼ばれている) の規定に基づく法律であったが、1972年4月27日の同州連邦地裁は、法律は先のレモン事件において違憲とされたペンシルバニア州法に極めて類似したものであるとして、最終的には違憲の判決を下した。

これについては、次のように述べられている。

「ディレンマは……解決できるものではない。監督や統制のシステムは、過度な絡み合い (entanglement) をもたらしものであろうし、またそうしたシステムがなかったならば、(宗派) 学校は、宗教的目的のために公費を自由に使用するであろうし、法律はいずれかの理由によって失墜する (fall)。いずれの道が選ばれようとも憲法違反になる。⁽⁴⁹⁾」

ところで、1970年以降の宗派学校援助に対する連邦裁判所の態度を最も如実に示す判例として、1971年9月28日のブルスカ事件 (Brusca, et al. v. State of Missouri) がある。ミズリー州連邦地裁が扱った事件は、州の宗派学校援助の不履行に対して、宗派学校に通う児童の親の一部が訴えを起こしたものである。彼らは、その不履行は、彼らの宗教を自由に行使する権利を奪い、合衆国憲法の定める「平等なる保護」(equal protection) 及び「適正な手続」(due process) の規定を否定し、教育に関する州法の利益をすべての市民に拡大していないと主張した。同連邦地裁は、「修正第1条は、州が宗教学校の親をして彼らの児童に対し、宗教的教育 (religiously oriented education) を施すための援助を要求していない」⁽⁵⁰⁾と述べ、この訴えを却下する判決を下した。事件は、連邦最高裁にもち込まれたが、1972年4月17日の同判決は、ミズリー州連邦地裁の判決を是認した。これは、それまでの事件が、州法による宗派学校援助計画の合憲性を争っていたのに対し、修正第14条の規定から州による宗派学校援助の不履行の違反を争った訴訟であった点で注目される。

以上のように、レモン事件以後ブルスカ事件に至る一連の連邦最高裁及び連邦地裁の判決によって、宗派学校への公費援助問題に対する連邦司法府の一貫した確固たる態度をうかがうことができる。それは、修正第1条あるいは修正第14条に含まれる政教分離のより厳正なる適用によって、宗派学校に対する公費援助はなされるべきでないという結論を導いたのである。そこでは、多くの場合、レモン判決において適用された「政治の宗教への過度な絡み合い」が継承され採用されて、その結果、特に1960年代の後半から各州においてその立法が試みられた宗派学校援助に関する法律は、次々に違憲とされた。もっとも、レモン事件以前の宗派学校援助に関する州法の合憲判決における強力な反対意見を考えるならば、1970年代以降の連邦司法府の態度は、必ずしもレモン事件を境として突如としてあらわれたわけではない。今日の宗派学校援助に対する連邦司法府の態度は、少なくとも、すでに第2次大戦後のエヴァンソン事件に始まっていたといえよう。

ところで、レモン判決からもうかがえるように、宗派学校に対する公費援助は、完全な意味において、すべて禁止されたわけではない。エヴァンソン事件における通学輸送費、アレン事件の教科書貸与あるいはその他の補助的サービスといった、いわば周辺の援助 (peripheral

aids)は今日に至るまで容認されてきた。とはいえ、ドーア(Edd Doerr)の言葉を借りるならば、エヴァーソン事件に始まりレモン事件をその頂点とした一連の連邦判例をみる限りにおいては、少なくとも「もはや、宗派学校援助は死んだも同然だ」⁽⁵¹⁾とすることができるかも知れない。

おわりに

アメリカの教育における裁判所の役割は、初期の「完全自由放任主義」(strict judicial laissez faire)の段階から、教育の州統制段階を経て、およそ今世紀中葉以降の形成段階、さらには裁判所の監督下における教育段階、そして1970年代に入って「完全な建設」(strict construction)段階へと次第に変わってきたという。⁽⁵²⁾ 実際、特に第2次大戦後の連邦裁判所に係属した教育事件の急増はめざましく、これによって、教育に対して連邦が及ぼす司法的影響が著しく増大している。

こうした状況を背景として、直接的であれ間接的であれ、宗教教育に関する問題のうち、宗派学校に対する公費援助に関する諸事件が合衆国司法府の最高機関である連邦最高裁に係属し、特に修正第1条及び修正第14条に含まれる政教分離の原則規定の解釈を根拠として今日に至るまで下された判決によって、宗派学校援助の問題は、一定の方向性をもちつつ次第に解決の道を迎えてきた。

1930年のコ克蘭事件によって立論された画期的な「児童利益論」は、第2次大戦後のエヴァーソン事件あるいはアレン事件においても継承されその最大のピークを迎えた。これによって、宗派学校援助に対する各州の宗教教育政策も、それぞれの州憲法の規定との関連の中で活発に推し進められようとしていた。

ところが、いやそれだけに、1971年のレモン事件における連邦最高裁の下した判決は、そうした各州の宗派学校援助政策に非常な打撃を与える結果となった。アメリカ国民の大部分がキリスト教徒であるという事情を最大の要因として、それまでの判決が概してキリスト教会に好意的であり、宗派学校に対する公費援助も一応認められてきたが、⁽⁵³⁾アレン判決及びそれ以後の一連の判例によってその立場は完全に逆転した。しかしながら、これは、宗教教育に関する他の判例と同様に、宗教を私事とする政教分離の原則に立ったものであって宗教に対する敵意を表わすものではない。⁽⁵⁴⁾ また、教会と関係した宗派学校の役割を無視しているわけでもない。

連邦最高裁は、その一連の判例の中では、一貫して政教分離の原則を固守し、判決によって次第にその明確な基本的規準を示し、より厳正な適用を企ててきた。それは、レモン事件以来「政治の宗教(=国家の教会)への過度な絡み合い(entanglement)」という法律の合憲性を決定する根拠を確立させたことにはっきりと示されている。ここにおいて、連邦最高裁が自ら立論した「児童利益論」が否定されたのではなく改廃されたことを意味するものでもない。実際、レモン判決あるいはその後の連邦地裁の判決の中にも依然として生きている。したがって、むしろ

る政教分離原則の厳正なる解釈や適用の上において「児童利益論」を展開することは、かえって政教分離原則をその根本から崩す結果を招く恐れがあるという司法府の判断に基づくものであると考えられる。

連邦最高裁によって明確に指示されてきた政教分離の基本的原則は、必ずしも国家と教会との完全な分離を求めるものではない。両者の完全分離は、絶対的意味において可能ではなく、したがって両者間のあらゆる型の関係を禁ずるものではない。とはいえ、宗教学校に対する公費援助については、レモン事件以来、少なくともその適用を受けられた法律はすべて違憲とされた。そして、同事件以来、政教分離は廃止されるべきではなく、それゆえ宗派学校に対しては公費援助がなされるべきでないとする判決は、今や多くの州において支配的でありしかも固まりつつある。そこでは、すでに「児童利益論」は、通学輸送などのいわば周辺のサービスに適用されるにとどまり、一方では、特に最近の宗派学校の財政的状況の危機あるいは就学者数の激減といった事情に対する州の積極的な宗教教育政策は、連邦司法府の一連の判決によってその修正、変更を余儀なくされてきた。

では、一体宗派学校に対する公費援助の道は、「児童利益サービス」以外は完全に閉ざされたのであろうか。最近、連邦司法府の一連の判決とともに、宗派学校援助問題をめぐるさまざまな議論が一段と活発になっている。すでに、一部の宗派学校援助の擁護者は、何らかの形で公費援助を認める合衆国憲法の改正を要求する提案をしている。⁽⁵⁹⁾ また、未だ連邦最高裁での審理や判決を受けていない宗派学校援助計画（例えば、voucher plan, tax credits, tax deductions for tuition など）に関する論議、あるいはそうした諸計画を盛り込んだ新しい州法も立法化されてきている。⁽⁶⁰⁾ さらに、連邦立法府においても、最近の連邦最高裁の判例にもかかわらず、宗派学校への公費援助を施す道を開こうとする動きがみられる。⁽⁶¹⁾

こうした宗派学校援助を積極的に推し進めようとする動きは、あらゆるレベルにおいてあらゆる方法を求めてなされつつある。「宗派学校が存続するか衰退するかは、本質的には私的問題であって決して公の問題ではない」といわれるが、それらは、宗派学校のアメリカ民主社会における重要な役割と機能を認識し、⁽⁶²⁾ その存続ひいてはそれが公立学校の教育レベルを向上させるものであるとの立場に立って、あらゆる子どもあらゆる親に対する教育の保障の道を確認するといふ、いわば教育の問題として考えられようとしている。

政教分離に伴う宗派学校援助の問題は、従来、主に憲法問題として連邦司法府によって一定の判断が下され解決されてきた。少なくとも現段階では、新しい宗派学校援助計画あるいはそれを規定した州の法律が、連邦最高裁によって早急に容認されることを期待することは難しいといわなければならない。しかしながら、最近のこの問題をめぐる論議の高まりもしくはその勢いからして、宗派学校に対する公費援助の問題は、今後さらに教育の問題の中での議論を経ながら、近い将来新しい段階を迎えることになるかも知れない。いずれにせよ、宗派学校援助に関する今後の連邦最高裁の判決の動向を引き続き注目したい。

注

- (1) 山田卓生「信教の自由—最近のアメリカにおける展開」(東京大学社会科学研究所「基本的人権 5 各論Ⅱ」第11章), 東京大学出版会, 1971, p.43
修正第1条の解釈については, 同書p 47~p 54にまとめられている。なお, 「教会と国家との分離」は, アメリカの歴史において未だかつて一度も経験したことがないゆえに, 誤った表現であり, むしろ「宗教的契約と政治的契約の分離」であると主張する人もいる。フランクリン・H・リッテル(柳生 望, 山形正男訳)「アメリカ宗教の歴史的展開」, ヨルダン社, 1974, p.21~22
- (2) 宗派学校援助と並んで宗教教育上の主要な問題に, 公立学校における宗派的宗教教授の問題がある。宗派学校援助の問題が生じてくる過程の叙述については, 上原貞雄「アメリカ教育行政の研究—その中央集権化の傾向」, 東海大学出版会, 1971, PP.198~203 参照。なお, ここでいう「宗派学校」は, 主として“parochial school”であり, 一般には「教区学校」と訳されているものである。アメリカの初等・中等学校は, 大別して, “public school”と“nonpublic school”とに分けられ, 後者はさらに, “parochial school”と“private school”とに分類される。また, “private school”には sectarian と nonsectarian があり, それゆえ, “nonpublic school”は“sectarian school”と“nonsectarian school”とに大別することもできる。本稿では, 広い意味における“sectarian school”を扱っているので, 「宗派学校」を用いることにした。
- (3) 宮沢俊義編「世界憲法集」(第2版), 岩波文庫, 1976, P.55
- (4) 1925年のギトロウ事件(Gitlow v. New York, 268 U.S. 652)での傍論以来, 修正第14条を介して修正第1-10条が州の立法権をも拘束するものということになった。そして, 1940年のカントウェル事件(Cantwell v. Connecticut, 310 U.S.296)以来, これが信教の自由に及ぼされた。山田卓生, 前掲書, P.39
- (5) この「児童利益論」の認識のはじまりは, カトリック教会学校への連邦援助を扱った1908年の連邦最高裁判決(Reuben Quick Bear v. Leupp, 210 U.S.50)にみられる。George Z.F. Bereday and Joseph A.Lauwerys, Church and State in Education(The World Year Book of Education 1966), Evans Brothers Limited, P.151
- (6) この「児童利益論」に該当する判決文については, 上原貞雄, 前掲書, P.207 参照
- (7) E.Edmund Reutter, Schools and Law, Oceana Publications, Inc., 1970, P.100
- (8) Ibid., P.97, R.R. Hamilton and P.R.Mort, The Law and Public Education, The Foundation Press, Inc., 1959, P.50

- (9) 上原貞雄, 前掲書, PP.209-210
- (10) C. Herman Pritchett, *The American Constitutional System*, McGraw-Hill Book Company, 1976. P.94
- (11) 上原貞雄, 前掲書, PP.209-210
- (12) E. Edmund Reutter, *op. cit.*, P.99
- (13) *Ibid.*, P.99
- (14) R.R.Hamilton and P.R. Mort, *op. cit.*, P.50
- (15) 上原貞雄, 前掲書, P.210
- (16) 中島直忠「米国教育法の歴史的特質」(「国民の学習権と教育自治」日本教育法学会年報第3号 各国教育法の比較研究その1), 有斐閣, 1974, P.187
- (17) 例えば, ワシントン州最高裁判所は, 1949年, 宗派学校児童への公費による通学輸送経費の支給に関する問題を扱い, それは合衆国憲法修正第1条には違反するものではないが, “いかなる公金や財産も宗教樹立を支持するためには支出されてはならない”と規定する州法に違反するとして, 同措置の違憲判決を下している。
(*Visser, et ux. v. Nooksack Vally School Dist*) R.R. Hamilton and P.R. Mort, *op. cit.*, PP.28-29
- (18) E. Edmund Reutter, *op. cit.*, PP.99-100
- (19) Edd Doerr, *Implications of Supreme Court Decisions for Public Aid to Parochial Schools*(Kerl Alexander and K.F. Jordan, *Constitutional Reform of School Finance*, chapter 8), D.C. Heath and Company, 1973, P.194
- (20) *The Fleischmann Report on the Quality, Cost and Financing of Elementary and Secondary Education*, volume I, Appendix 5B, The Viking Press, Inc., 1972, P.456
- (21) E. Edmund Reutter, *op. cit.*, P.101
- (22) *Ibid.*, P.101
- (23) Edd Doerr, *op. cit.*, P.194
- (24) *Ibid.*, P.194
- (25) Patrick S. Duffy, *The First Amendment is not for sale* (Phi Delta Kappan, september, 1971), P.55
- (26) *Ibid.*, P.55
- (27) *Ibid.*, PP.55-56
- (28) *Ibid.*, P.56
- (29) *Ibid.*, P.56

- (30) Ibid., P.56, Edd Doerr, op. cit., P.195
- (31) Patrick S. Duffv, op. cit., PP.56-57
- (32) Ibid., P.57
- (33) Edd Doerr, op. cit., PP.193-194
- (34) Ibid., P.196
- (35) この法律は、「世俗的教育サービス法」(Secular Education Services Act, 1971)と呼ばれ、1970年制定された Mandated Services Act で、年2,800万ドルを非公立学校の試験や査察などのために利用できるとしたが、さらに、この法律によって世俗的教育活動を施す非公立学校に3,300万ドルの追加が規定された。
- The Fleischmann Report, op. cit., P.388
- (36) Edd Doerr, op. cit., P.197
- (37) Ibid., P.197
- (38) このウォルマン事件では審理されなかったが、1967年の同州の法律、すなわち宗派学校に対する特別な教育サービス(児童の通学、給食、保健、医療等に関する補助的サービス)供与を規定した法律を、オハイオ州最高裁判所は、1971年11月24日に全員一致で合憲とした。そこでは、レモン判決で提示された3つの考査基準(tests)を適用し、修正第1条の「国教樹立禁止」条項にも違反しないとの判断を下している。(Protestants and Other Americans United for Separation of Church and State, et al. v. Essex, et al., 1971) The Fleischmann Report, op. cit., P.457
- (39) Edd Doerr, op. cit., P.198
- (40) ペンシルバニア州における数学、近代外国語、自然科学及び体育の4つの課程での教員給与、教科書、教材に関する実際の費用や、ロード・アイランド州における世俗的教科の初等学校教員給与のことを指している。
- (41) Edd Doerr, op. cit., P.198
- (42) Ibid., PP.198-199
- (43) Ibid., P.199
- (44) Ibid., P.199
- (45) Ibid., P.200
- (46) なお、オハイオ州の場合と同様な見解を示した判例として、ペンシルバニア州フィラデルフィアの連邦地裁が、1972年4月6日に、同州の法律“Parent Reimbursement Act for Non-public Education”の違憲判決を下した事件(Leeman v. Sloan)がある。そこでは、最後に「たとえば、同法は宗派学校を援助していないと判断したとしても、われわれは、まだ同法が宗教を援助するものであると結論づけなければならない

い。なぜなら、同法は、親を援助し彼らの子どもに宗教教育を施しているからである。」と述べている。 Edd Doerr, op. cit., P.200

- 47) The Committee for Public Education and Religious Liberty で、これは、32の宗教、教育及び市民団体の連合から成っている。
- 48) ニューヨーク州では、非公立学校のうち宗派学校に通う児童は、約95%に達している。
- 49) Edd Doerr, op. cit., P.201
- 50) Ibid., P.201
- 51) Ibid., P.187
- 52) John C.Hogan, The Schools, the Courts, and the Public Interest, D.C. Heath and Company, 1974, PP.5-6
- 因みに、広く教育全体に関する州及び連邦裁判所に係属した事件の数の推移をみると次のようになる。

期 間 (年)	全 体 (件)	州裁判所	連邦裁判所
1789 ~ 1896	3,096	3,046	50
1897 ~ 1906	2,304	2,289	15
1907 ~ 1916	3,060	3,038	22
1916 ~ 1926	4,464	4,420	44
1926 ~ 1936	6,324	6,257	67
1936 ~ 1946	5,544	5,456	88
1946 ~ 1956	7,203	7,091	112
1956 ~ 1966	4,420	3,691	729
1967 ~ 1971	3,510	2,237	1,273
合 計	39,925	37,125	2,800

- 53) 上原貞雄, 前掲書, PP.221-222
- 54) 山田卓生, 前掲書, P.74
- 55) Edd Doerr, op.cit., P.202
- 56) The Educasion Digest, February 1973, PP.67-68
The Fleischmann Report, op.cit., P.459
- なお、高等教育分野におけるこの種の事件としては、1971年の連邦最高裁におけるティルトン事件 (Tilton v. Richardson, 403 U.S. 672) がある。そこでは、教会と関係したカレッジの建設費 (building costs) のための公費援助は憲法違反ではないとの判決が下されている。
- 57) 例えば、1970年3月にニクソン大統領の任命に基づいて設置された、「学校財政に関する

大統領審議会」(President's Commission on School Finance)の答申(1972年3月)がある。

- (58) アレン判決においても、これについては述べられていた。すなわち、「最後に、われわれが述べてきたことは、いずれも国民生活における教会と関係した初等・中等学校の役割を無視するものであるというようには解釈されるものではない。そうした学校の役割は、これまでも大きかったしまた現在でも大きい。さらに、われわれは、経費の上昇や貧窮の広がりという時期において、それらの経済的状況を無視しているものでもない」と。

The Fleischmann Report, *op. cit.*, P.446